

令和 8 年 7 月 2 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史 様

生駒市住居表示審議会
会長 土 平 博

住居表示実施に伴う町の区域及び名称について（答申）

令和 8 年 3 月 2 日付け生市第 3 5 6 号をもって諮問された事項について、生駒市住居表示審議会条例第 2 条第 2 項の規定に基づき、住居表示の実施にあたり、下記のとおり答申します。

記

1. 町の区域及び名称

(1) 町の区域について

住居表示区域は一体的に整備される区域であり居住する住民のコミュニティ形成の観点から、諮問のとおり別図 1 の区域を新町とすることが適当との意見が多数であった。なお、近隣区域に居住する住民とのつながりを重視する観点から既存の町を分断しない区域割りとする少数の意見もあった。

(2) 町の名称について

諮問の「いちぶ台」について、地形（「自然地形」をさす。以下同じ。）の観点からみると「台」は違和感がある。開発区域が壺分町の北部に位置していることから、名称は「いちぶ北」が適しているということで合意が得られた。ただし、生駒市内の町名では「〇〇台」とする過去の事例も多く、地形と町名を必ずしも結びつける必要はないとする見方もあり、「いちぶ台」でよいのではないかという意見もあった。

2. 街区割り

街区割りについては、諮問のとおり別図 2 とすることが適当である。

町の区域

東菜畑 2

𪛗分町

東生駒3

東生駒 4

壹分町

さつき台 1

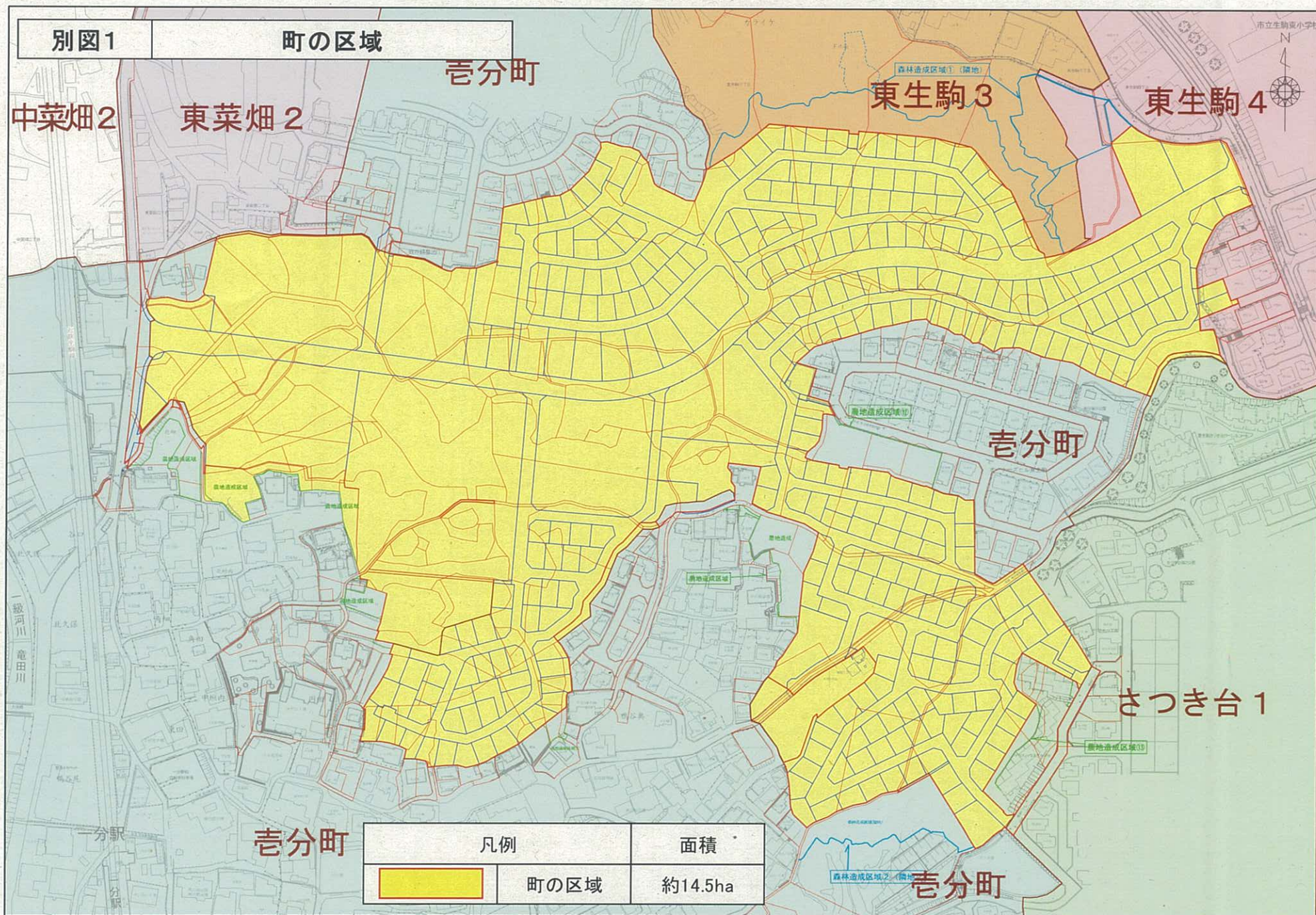
壹分町

凡例

面積

町の区域

約14.5ha



別図2

街区割り

